全ト協発第６５６号（環・適）
令和８年３月３０日

各都道府県トラック協会会長　殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長　殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人全日本トラック協会
会　長　寺岡　洋一
（公印省略）

遠隔点呼機器の活用により、点呼を受ける運転者等の所属する営業所の運行管理者等以外の運行管理者等から対面で点呼を受ける場合の特例について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

表記につきまして、今般、国土交通省物流・自動車局安全政策課長より、別添のとおり遠隔点呼機器を活用した別営業所での対面点呼を可能とする特例通達が発出されました。

本通達は、長距離運行を行うトラック等の運転者が移動先の営業所等で点呼を受ける場合において、移動先の営業所に所属する運行管理者又は補助者から対面点呼を受けることができれば効率的運用が可能であるものの、現行規制においては、遠隔点呼を受けることは可能であるが、対面点呼を受けることは認められていない、といった状況を解消するものとなります。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知をお願い申し上げます。

以上

（本件に関する問い合わせ先）
公益社団法人全日本トラック協会　交通・環境部　電話：03－3354－1045

国自安第222号
令和8年3月25日

公益社団法人全日本トラック協会会長　殿

物流・自動車局 安全政策課長
（　公　印　省　略　）

遠隔点呼機器の活用により、点呼を受ける運転者等の所属する営業所の運行管理者等以外の運行管理者等から対面で点呼を受ける場合の特例について（通知）

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いいたします。

別添

国自安第216号
令和８年３月24日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長
殿

物流・自動車局安全政策課長
（　公　印　省　略　）

遠隔点呼機器の活用により、点呼を受ける運転者等の所属する営業所の運行管理者等以外の運行管理者等から対面で点呼を受ける場合の特例について（通知）

自動車運送事業の輸送の安全確保のために行う点呼は、運転者等が属する営業所内で、原則対面により実施することとされているが、例えば長距離運行を行う高速乗合バスの運転者が移動先の営業所等で点呼を受ける場合において、同営業所に所属する運行管理者又は補助者から対面点呼を受けることができないといった業務上の非効率が生じているとの意見が業界から挙がっており、規制改革実施計画（令和７年６月13日閣議決定）Ⅱ１．（２）４「ＩＣＴを活用した運行管理業務の集約・高度化等による運行管理者不足等を踏まえた効率的な安全管理の実現」のｄにおいても取り上げられたところである。

これを受け、令和７年度第１回運行管理高度化ワーキンググループ（令和７年６月27日開催）において議論を行った結果、遠隔点呼機器を介して営業所間又は事業者間で点呼に係る運転者等の情報共有が可能である自動車運送事業者については、点呼を受ける運転者等の所属する営業所の運行管理者等以外の運行管理者等から対面で確認を受けることにより、遠隔点呼を受けたものとみなすことが可能となるよう、制度を見直す方針が示されたことを踏まえ、同方法により点呼を行う場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第24条第１項、第２項及び第４項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第22号。以下「輸送安全規則」という。）第７条第１項、第２項及び第４項並びに対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和５年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）の関連規定について、下記のとおり取り扱うこととするので了知されたい。

記

（１）点呼告示第２条第一号に規定する遠隔点呼を行う運行管理者等が、当該遠隔点呼を受ける運転者等（当該運行管理者等と同一の営業所に属する運転者等を除く。）に対し、遠隔点呼機器により点呼告示第５条第一号に規定する機能を使用せず対面により点呼を行ったときは、遠隔点呼を行ったものとみなす。この場合において、点呼告示第６条第一号、第二号及び第四号並びに同告示第７条第十二号の規定は、適用しない。

（２）（１）による点呼を行ったときは、運輸規則第 24 条第４項及び輸送安全規則第７条第４項に規定する「運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器」を用いることを要しない。

以上